

戸籍制度に関する研究会第1回 議事要旨

1. 日 時 平成26年10月29日（水）午後4時00分から6時00分まで
2. 場 所 法務省民事局会議室
3. 出席者 別添のとおり。

4. 議事概要

(1) 座長挨拶等

法務省民事局長の冒頭挨拶に続き、座長である窪田教授から挨拶がされ、その他のメンバーが自己紹介を行った。

(2) 議事の取扱いについての確認等

本研究会の議事については非公開とし、議事要旨のみをホームページに公表する取扱いとすることとされた。

(3) 討議

法務省から、本研究会立ち上げの経緯と配付資料に関する説明がされた。

引き続き、自由討論が行われ、大要、以下のような指摘がされた。

【総論】

- 届出に際して添付する戸籍謄本に期限等はあるとは思いますが、戸籍謄本をあらかじめ取得の上、本籍地に婚姻届を提出し、その後、別の市町村に婚姻の記載がない戸籍謄本を添付し、婚姻届を提出した場合は受理して戸籍に記載されるのか。
 - ・ 後婚の婚姻届が提出された市町村では戸籍の現在の状態を確認することができないため、添付された戸籍謄本に基づき受理決定を行うことになる。その後本籍地において重婚であることが発覚するが、重婚は取消事由であるので、取消の裁判が確定されるまでは有効となる。

【議題①について】

- 戸籍副本データ管理システムにおいて保管されているデータの形式はどうなっているのか。市区町村のデータがそのまま保管されているのか。
 - ・ 市区町村によって導入しているシステムのベンダーが異なるため、国の方で各市区町村に市区町村専用装置というものを設置し、データを変換した上で副本センターへ送信している。
- 番号制度を導入しなくても、戸籍副本データ管理システムに全国の市区町村のシステムをつなげることで、利便性の向上は図れるのではないかと。解決すべき課題が先にあるため、そのために番号制度を利用するのなら良いが、番号制度を導入すれば、これもできますよといった議論は本末転倒だと思う。

戸籍のオンラインが普及していないとの説明があったが、これは平成16年に住基ネットが導入された際、ニーズがないにもかかわらず、あらゆる行政手続のオンライン化を進めたためであり、ニーズがなければ結局普及することはない。
- 問題は階層構造になっている。戸籍制度一般を巡る問題、戸籍事務を処理するためのシステムを一元化（クラウド化）するののかという問題、そして、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とするののかという問題である。

戸籍の事務の効率化の面では、番号制度を導入しなくても改善できる部分はあると思うが、他の行政手続との連携となると番号制度の利用も考えなくてはならないのではないかと。

- 実際のニーズがあるということは、重要である。
遠方に住んでいる母親が死亡したとき、預金や保険の事務で戸籍と原戸籍が必要となったが、それを収集するのに多大な手間と費用が掛かった。
番号制度が導入されれば、本人が役所に番号を告げて、自己の情報に役所がアクセスすることを許可すれば、後は役所の方で、本人に関する情報にアクセスし、手続が一回で終わることとなる。先程、オンライン手続が普及していないとの話があったが、現在の制度はオンラインで紙の証明書の発行を請求するようなことをやっているから普及しないのであり、全てがデジタルとなれば、もっと普及する。
- ・ 本籍地が遠方であっても、戸籍謄本等は大概、郵送請求により取得が可能であり、それほどコストをかけなくても手続は行えると思う。
- ・ 郵便又は代理人による取得が可能であっても、手続が複雑な場合は、やはり本人が窓口に行かないとまらない場合がある。
- 番号制度の導入はコンピュータシステムを念頭に置いているが、そうすると経費及び人員の部分について地方自治体の負担に負うところが大きい。地方自治体の財政面についても議論していただきたい。
- 地方財政の問題を解決するにはシステムを共同化するしかない。規模の小さな自治体はシステム部門を持たず、システムベンダーに過度に依存している。いかに安価で質の高いシステムを構築できるかについて検討しているのが現在の流れである。
- 現在、市区町村の窓口で給付金を受けるような場合、認定のために所得証明や戸籍を提出する必要があるが、セキュアなネットワークシステムがあると、他の役所から情報を得ることができて、市民からするとワンストップサービスが受けられることになる。これは、番号が付けられているからできることである。

【議題②について】

- 資料に本籍概念の位置づけの話が出ているが、これは、現行の戸籍制度の大枠を変えるような話である。韓国では、本籍をなくし、登録基準地という制度に変わったが、今回の研究会でも、韓国のような個人単位の登録も視野に入れた議論となるのか。
- ・ 本籍の問題については、システムを一元化（クラウド化）した際には、避けて通れないものということで資料には挙げているが、実際本籍をなくすとすると、簡単ではないと思われる。
- 戸籍副本データ管理システムの文字の取扱いはどうなっているのか、住基ネットのようにみなし文字等を用いているのか。
- ・ 各ベンダーの戸籍情報システムによって使用している文字テーブルを戸籍統一文字に変換するための作業は行っている。ただ、各市町村の文字を完全に戸籍統一文字へ変換できているわけではなく、相当程度の外字が残されている状態である。
- 一元化（クラウド化）を検討する際、改製不適合戸籍が大きな課題となる。

【議題③について】

- この課題は実体と手続のいずれの話になるか。例えば、虚偽の養子縁組の防止でいえば、縁組意思が何なのかということが問題となるのであり、おそらく、届出意思があれば足りるとする形式説を採らざるを得ないと思うが、これは手続だけの問題ではないのではないか。

【その他】

- 犯歴データについて、市町村は法的根拠もないまま保有している。現行では刑期を

終えた者について選挙権が回復したことを本籍地の市町村に通知する仕組みがなく投票ができないことが問題となっている。いつか、どこかで議論すべき課題だ。

- 壬申戸籍にも犯歴が記載されていたことはあったが、その課題をこの研究会で扱うのは困難ではないか。

(以 上)